省　令

○厚生労働省令第百三十九号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「あん摩マッサージ指圧師試験」を「あん摩マッサージ指圧師国家試験」に、「はり師試験」を「はり師国家試験」に、「きゅう師試験」を「きゅう師国家試験」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）試験合格」を「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）国家試験合格」に改める。

様式第五号中「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）試験受験願書」を「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）国家試験受験願書」に、「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）試験を」を「あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）国家試験を」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成二年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第二十一条中「あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験」を「あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験」に改める。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正）

第三条　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「歯科衛生士試験」を「歯科衛生士国家試験」に改める。

様式第一号中「歯科衛生士試験合格」を「歯科衛生士国家試験合格」に改める。

様式第四号中「回歯科衛生士試験合格」を「回歯科衛生士国家試験合格」に改める。

様式第六号中「歯科衛生士試験受験願書」を「歯科衛生士国家試験受験願書」に、「歯科衛生士試験を」を「歯科衛生士国家試験を」に改める。

（歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令の一部改正）

第四条　歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成二年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「歯科衛生士試験」を「歯科衛生士国家試験」に改める。

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第五条　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「診療放射線技師試験」を「診療放射線技師国家試験」に改める。

第一号書式及び第二号書式の二中「回診療放射線技師試験合格」を「回診療放射線技師国家試験合格」に改める。

様式第五号中「柔道整復師試験受験願書」を「柔道整復師国家試験受験願書」に、「柔道整復師試験を」を「柔道整復師国家試験を」に改める。

（柔道整復師法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令の一部改正）

第十条　柔道整復師法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成二年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「柔道整復師試験」を「柔道整復師国家試験」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表宮城県の項市町村名の欄中「塩竈市」を「塩竈市」に、「本吉町　南三陸町」を「南三陸町」に改め、同表秋田県の項市町村名の欄中「熊代市」を「能代市」に改め、同表福島県の項市町村名の欄中「湯川村」を「会津坂下町　湯川村」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。